

とだSDGsパートナー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、とだSDGsパートナー制度として、SDGsに資する取組を行う又は行おうと宣言する事業者等を、市が「とだSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）」として認定すること（以下「パートナー事業」という。）について定め、事業者等のSDGs達成に資する取組を発掘し、及び周知することで、SDGsの認知度向上及び取組を見える化し、一層促進させていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 戸田市中小企業振興条例（平成23年条例第1号）第2条第1号の中小企業者（新規創業により中小企業者となる見込みの者を含む。）であつて、市内で事業活動（市内で事業活動を行う見込みである場合を含む。）を行い、市内に住所若しくは事業所を有する個人又は法人をいう。
- (2) SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(事業内容)

第3条 パートナー事業の事業内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) SDGs活動の促進に関すること。
- (2) とだSDGsパートナーの募集及び認定に関すること。
- (3) SDGsの取組を市ホームページ等で周知、公表すること。
- (4) 戸田市商工会と連携して事業者等の価値向上及び競争力の強化を図ること。

(事業の対象者)

第4条 SDGsへの取組を現に実施し、又は実施する意思のある事業者等であつて、次の各号に掲げるいずれにも該当しないものとする。

- (1) 関係法令等に違反する重大な事実があるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するもの及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、とだSDGsパートナー制度の趣旨に基づき、市長が適当でないと認めるもの

(宣言)

第5条 パートナーとしてSDGsに資する取組の公表を希望する事業者等は、とだSDGsパートナー申込書（第1号様式）及びSDGs宣言書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、事業者等から提出された SDGs 宣言書の内容が SDGs の推進に寄与すると認めるときは、SDGs 宣言証（第 3 号様式）を交付するものとする。

3 市長は、SDGs 宣言証の交付を受けた事業者等（以下「宣言者」という。）の取組内容を市等のホームページに掲載するとともに、その他 PR 媒体により、市内外に広く発信する。

（報告）

第 6 条 宣言者は、宣言書の取組内容に変更が生じたときは、SDGs 宣言内容変更届（第 4 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宣言者に対して取組状況の報告を求めることができる。

（辞退）

第 7 条 宣言者は、SDGs 宣言を取り下げようとするときは、SDGs 宣言取下申請書（第 5 号様式）を市長に提出するものとする。

（SDGs 宣言証の返還）

第 8 条 市長は、宣言者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、SDGs 宣言証を返還させるとともに、市等のホームページ等への掲載を取りやめることとする。

(1) 第 4 条に規定する宣言事業の対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定により辞退したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

（その他）

第 9 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。